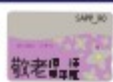


令和7年度中に
申請される方



経過措置について

令和7(2025)年度

令和7年度はこれまでどおり

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
自己負担額	1,000円	3,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,500円	17,000円
自己負担割合	10%	15%	20%	20%	20%	22.5%	24.3%



令和8(2026)年度

自己負担額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
自己負担額	2,500円	6,000円	10,500円	14,000円	17,500円	24,000円	28,000円
自己負担割合	25%	30%	35%	35%	35%	40%	40%

令和9(2027)年度

自己負担額とチャージ上限額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
自己負担額	4,000円	8,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
自己負担割合	40%	40%	50%	50%	50%	50%

令和10(2028)年度

自己負担額とチャージ上限額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
自己負担割合	50%	50%	50%	50%	50%

令和11(2029)年度以降

チャージ上限額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
自己負担割合	50%	50%	50%	50%

令和11年度以降は、左記の自己負担額とチャージ上限額となります。

《参考》申請時期一覧表

令和8年度以降、敬老バスを申請される場合、生年月日により申請できる時期が異なりますので、下表にてご確認ください。

あなたの生年月日	申請可能時期
昭和26(1951)年4月1日以前の方	いつでも申請可能です。
昭和26(1951)年4月2日～昭和27(1952)年4月1日	令和8(2026)年度の誕生日以降
昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日	令和9(2027)年度の誕生日以降
昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日	令和10(2028)年度の誕生日以降
昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日	令和11(2029)年度の誕生日以降
昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日	令和12(2030)年度の誕生日以降

※令和8年度以降は75歳未満の方の申請はできません。

よくあるご質問 Q & A

Q どうして制度を見直すの？

A 札幌市の人口は減少局面を迎えています。その一方で、70歳以上の人口は増加が続き、市の総人口に占める割合も年々高まっています。このような人口構造の変化に伴い、敬老バスの事業費も増加し、市民一人当たりの負担も年々大きくなっています。こうした現状を受けて、約1年半の間、さまざまな世代の意見をいただきながら市民や議会と議論を交わし、必要な見直しを行った上で、敬老バスを当面存続することとしました。

詳しくは、広報さっぽろ6月号にて敬老バスの特集記事「どう変わるの？敬老バス」をご覧ください。

札幌市 広報さっぽろ6月号 [検索](#)

または、右記の二次元コードを読み取り ▶



SAPPORO



02-F03-25-1309
R7-2-947